

やまなしで過ごす「山の日」実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、やまなしで過ごす「山の日」実行委員会と称する。

(目的)

第2条 本会は、やまなしで過ごす「山の日」実施要綱に基づき、必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 山の日の普及及び県民等が山の日にあふさわしい自発的活動を積極的に実施するための啓発に関する事。
- (2) 山梨の山及び森林の魅力並びに自然豊かな住環境の素晴らしさの情報発信に関する事。
- (3) 国、県、市町村、関係団体等が山の日に関連して実施する行事等への連携、協力に関する事。
- (4) 山の日にあふさわしい行事等の実施に関する事。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項に関する事。

(組織)

第4条 本会は、別表に掲げる機関又は団体を代表する者及び会長が特に必要と認める者をもって構成する。

(会長等)

第5条 本会に、会長1名、副会長若干名及び監事1名を置く。

- 2 会長は、山梨県知事をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、総会において選任する。
- 4 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、会計を監査する。

(双方代理となる事項の職務の代理)

第5条の2 会長が当事者双方の代理となる契約等については、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 次の事項の審議決定は、総会により行うものとする。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (2) 役員の選任に関する事。
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事。

- (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。
- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(幹事)

- 第7条 本会に必要な応じ、幹事を置き、幹事は委員の所属する機関又は団体のうちから当該委員の指名する者及び会長が別に指名する者をもって構成する。
- 2 幹事会は、総会から付託された事項を処理する。

(経費)

- 第8条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第10条 本会に事務局を置く。
- 2 事務局に関する事務は、山梨県森林環境部が行う。
- 3 事務局に、事務局長及び書記を置く。
- 4 事務局長は、会長の命を受け、事務局に関する事務を掌理する。

(委任)

- 第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この会則は、平成28年4月18日から施行する。
- この会則は、令和 3年4月 1日から施行する。
- この会則は、令和 7年4月 1日から施行する。

別表

やまなしで過ごす「山の日」実行委員会委員

役 職	団 体 名	団体役職
会 長	山梨県	知 事
副会長	(公財) 山梨県緑化推進機構 (山梨県議会)	会 長 (議 長)
副会長	(一社) 山梨県森林協会	会 長
委 員	山梨県山岳連盟	会 長
委 員	山梨県市長会	会 長
委 員	山梨県公立小中学校校長会	会 長
委 員	山梨県女性団体協議会	会 長
委 員	(公社) やまなし観光推進機構	理 事 長
委 員	山梨県町村会	会 長
委 員	環境に関する企業連絡協議会	会 長
委 員	山梨県レクリエーション協会	会 長
委 員	富士の国やまなし移住・交流推進協議会	会 長
委 員	山梨県青少年団体連絡協議会	会 長
監 事	山梨県市長会	常務理事